

## 愛・ケアプランセンター指定居宅介護支援事業所 運営規定

### (事業の目的)

第1条 特別非営利活動法人愛・やままえケアセンターが開設する愛・ケアプランセンター(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

### (職員の職種、員数、及び職種内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1名 (常勤)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

2 主任介護支援専門員 2名  
介護支援専門員 4名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする

1 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、8月14日から8月16日、12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時か30分ら午後5時30分までとする。

3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他必要な額)

第5条 1. 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、要介護者等の依頼を受けて指定居宅介護支援を提供するものとする。その場合の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。

1.介護サービス計画の作成

2.介護サービス計画に基づくサービス提供の進行管理

- 3.介護サービス計画に基づくサービス提供事業者に対する苦情の受付、処理
  - 4.その他介護サービス計画の達成に必要な事項
- 2.介護支援専門員は、通常相談室において利用者の相談を受けるものとする。
- 3.介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、クラウド（ASP）型の総合ケアマネジメント支援システムケアマネくん等に基づく課題分析票を用いて行うものとする。
- 4.介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、相談室に当該サービスの担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。
- 5.介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1度以上利用者を訪問するものとする。
- 6.次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 1.愛・ケアプランセンターから片道概ね5km未満 200円
  - 2.愛・ケアプランセンターから片道概ね5km以上の場合、以後1km増す毎に30円増し

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業のサービス提供地域は、足利市、太田市、佐野市、桐生市とする。

（その他運営についての留意事項）

第7条 1.居宅介護支援事業所、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1.採用時研修 採用後3月以内
  - 2.継続研修 足利介護支援専門員連絡会研修
  - 3.地域包括支援センター、地域連携研修会
- 2.従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3.従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4.この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人愛・やままケアセンターと居宅介護支援事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規定は平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は平成20年11月1日から施行する。
- 附則 この規定は平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は平成24年2月1日から施行する。
- 附則 この規定は平成24年10月1日から施行する。
- 附則 この規定は平成25年7月1日から施行する。
- 附則 この規定は平成26年1月1日から施行する。

附則 この規定は平成26年3月1日から施行する。  
附則 この規定は平成26年10月1日から施行する。  
附則 この規定は平成27年4月1日から施行する。  
附則 この規定は平成27年11月1日から施行する。  
附則 この規定は平成30年4月1日から施行する。  
附則 この規定は平成30年10月1日から施行する。  
附則 この規定は令和2年4月1日から施行する。  
附則 この規定は令和3年4月1日から施行する。  
附則 この規定は令和4年10月1日から施行する。  
附則 この規定は令和5年6月1日から施行する。